

## 他の保険との関係

- Q 1 他にも賠償責任補償に加入している場合、本制度との関係はどうなりますか  
A 本制度と重複する契約(賠償責任補償)に加入している場合は、AIG損害保険の損害サービス担当へ、その内容をお知らせ下さい。保険金のお支払額は、損害賠償額が上限となり、引受保険会社間で按分されます。
- Q 2 他に傷害補償制度に加入している場合、本制度との関係はどうなりますか  
A 本制度には、傷害補償(本人のケガの補償)はありませんので、他に傷害補償に加入している場合は、加入契約の引受保険会社へ事故報告をして下さい。決められた補償額がその会社から支払われることとなります。

## 手続き等

- Q 3 教職員もPTA会員ですが、教職員分の掛金を支払う必要はありますか  
A 必要ありません。掛金は児童・生徒数を基に決まります。
- Q 4 学籍があるだけの児童・生徒分も掛金を支払う必要がありますか  
A 各PTAの規約に応じ保護者がPTA会員として認められている児童・生徒分の掛金が必要です。
- Q 5 年度途中で転入または転出した児童・生徒の補償はどうなりますか  
A 補償は各PTAの規約に応じ、児童・生徒の保護者がPTA会員となった時点から自動的に始まりPTA会員でなくなった時点で自動的に終わります。補償開始や終了について、特段の手続は必要ありません。ただし、学校またはPTAに備え置きの子供・生徒名簿は速やかにご修正下さい。
- Q 6 児童・生徒数の増減に伴う掛金はどうなりますか  
A 児童・生徒数の増減にかかわらず、掛金の追徴・返戻はありません。
- Q 7 休学者の補償はどうなりますか  
A 各PTAの規約に応じ、休学者(保護者、教職員を含む)が休学中もPTAの構成員となっている場合は、補償の対象になります。
- Q 8 3月の加入依頼書提出期限(4月1日補償開始)を過ぎても加入できますか。  
A 中途加入として加入できます。「新規加入申込書」の提出は毎月20日前後締切で、翌月1日補償開始です。補償開始日にかかわらず、補償終了日は一律、翌年度の4月1日午後4時までとなります。そのため、中途加入の場合の掛金は、加入時期によって変わります。

## 内容について

## 【児童・生徒賠償責任担保条項】

- Q 9 児童・生徒が同じ学校の児童・生徒にケガをさせた場合は補償されますか  
A 加害児童・生徒が法律上の賠償責任を負った場合は補償されます。
- Q 10 けんかでケガをさせた場合は補償されますか  
A けんかによる加害事故は、多くの場合、本人の故意によるものとみなされ、原則として補償の対象とはなりません。
- Q 11 学校管理下での事故の賠償責任はどう判断されますか  
A 児童・生徒の補償は、児童・生徒が個人的な過失(注意義務違反)によって法律上の賠償責任を負った場合のみが対象となります。(道義上の責任は対象となりません。)授業中などの学校管理下では、一般的には児童・生徒の過失は発生しにくく、法律上の賠償責任が発生しにくいいため、この制度の対象にならないケースが考えられます。(その場合、被害者救済の観点から、学校が管理上の責任を問われることがあります。)ただし、児童・生徒が学校や教職員に禁止された行為を行ったために生じた事故など、児童・生徒に過失があったと考えられる事故については、学校管理下であっても補償されます。
- Q 12 学校の休み時間中に起きた事故の賠償責任はどう判断されますか  
A 学校の休み時間中であっても、悪ふざけや禁止行為(教室内の球技等。当該行為が禁止行為であるかどうかは各学校の規定によります)等、児童・生徒が責められるべき行為を行っていたことにより法律上の賠償責任を負った場合は補償されます。(ただし、故意による事故を除きます。)一方、学校の施設や什器備品の不備(窓枠が緩み窓ガラスが落ちやすくなっていた、老朽化した机から釘が飛び出しケガをしやすい状態だった等)、または教職員の不注意(授業の実験で使った劇薬を教室内に放置したまま退出した等)による事故の場合は、学校側の管理責任を問われる(児童・生徒の賠償責任を問えない)ケースもあります。

- Q 13 中学生の「職業体験」中に起きた事故の賠償責任はどう判断されますか  
A ボランティア活動中、課外授業中でも、生徒に過失があったと考えられる事故については、補償の対象となりますが、事故内容によっては対象外となる場合もあります。
- Q 14 部活動中に起きた事故の賠償責任はどう判断されますか(野球部の活動中にファウル等を打ったボールが民家や学校の窓ガラス等を破損した場合や、陸上部の活動中に校舎の周りをランニングして他人にぶつかりケガをさせた場合など)  
A 児童・生徒の補償は、児童・生徒が個人的な過失(注意義務違反)によって法律上の賠償責任を負った場合に対象となります。従って、部活動中などの事故の場合は、児童・生徒が注意義務を払っていれば避けることができた事故かどうか判断の基準となります。その結果、児童・生徒に過失があったと認められる場合には補償されます。  
一般道を個人単位でランニングしている間のように、活動の性質上、児童・生徒自身の安全配慮義務が強く求められるケースにおいては、児童・生徒に過失があったと考えられます。  
(児童・生徒に過失がなかったと考えられる場合で、被害者救済が必要な場合には、学校が教育活動等に伴う事故として賠償責任を負うこととなります。)
- Q 15 スポーツにより参加者にケガをさせた場合は補償されますか  
A スポーツについては、スポーツそのものが多少とも危険を伴っているものであり、参加者はその危険を承知の上でプレーに参加しているとみなされますので、所定のルールの下で行われているスポーツ中のケガについては、原則として法律上の賠償責任が発生せず、従って補償の対象とはなりません。
- Q 16 友人から借りた自転車で他人にケガをさせた場合は補償されますか  
A ケガをさせた相手に対する法律上の賠償責任については補償されます。なお、児童・生徒賠償責任担保条項では、他人からの借用品・預かり品に対する賠償責任は補償の対象外となっているため、相手にケガをさせたと同時に借りていた自転車も壊してしまった場合には、自転車の持ち主に対する賠償は、本制度では補償の対象となりません。
- Q 17 放課後キッズクラブやはまっ子ふれあいスクールに参加している間に児童・生徒が起こした賠償事故は、本制度の対象となりますか。  
A 対象となります。なお、放課後キッズクラブやはまっ子ふれあいスクールでは、別途傷害見舞金制度、施設賠償保険が用意されております。

**【PTA管理者賠償責任担保条項】**

- Q 18 「PTA活動中」とはどういう場合ですか  
A PTAが企画・立案または主催する学習活動や実践活動等で、PTA総会、運営委員会等、PTA規約に基づく正規の手続きを経て決定された活動をいいます(左記手続きを経て決定されたことを書面で確認できることが必要です)。PTA主催のイベントの他、地域の防犯パトロールなどもこれに該当します。
- Q 19 PTA活動中に偶然な事故が発生した場合、保護者の個人的な賠償も補償してもらえますか  
A PTA管理者賠償責任保険の被保険者(補償の対象となる方)は、団体としてのPTAです。従いまして、事故がPTA活動の遂行に起因して発生し、PTAが管理上の責任を問われて法律上の賠償責任を負った場合は、補償の対象となりますが、保護者による個人的な事故で、PTAが法律上の賠償責任を負わない場合は、補償の対象とはなりません。
- Q 20 PTAと学校が共催する課外授業中に起きた事故の賠償責任はどう判断されますか  
A その課外授業が、PTA規約に基づく正規の手続きを経て決定されたPTA活動であると書面で確認でき、その事故がPTAの企画や遂行上の過失によって生じた場合やPTAが管理上の責任を問われた場合など、PTAが法律上の賠償責任を負う場合は補償されます。ただし、学校と共同責任を負う場合は、全体の賠償金額のうちPTAが負う責任の割合に応じて保険金が支払われます。
- Q 21 PTA活動中の教職員の賠償事故も対象となりますか  
A PTA活動の遂行に起因して発生した賠償事故であり、PTAが管理上の責任を問われて法律上の賠償責任を負う場合は対象となります。
- Q 22 補償概要の「保険金をお支払いしない主な場合」に書かれている、占有を離れた物に起因する賠償責任とは何ですか  
A 占有を離れた物に起因する賠償責任とは、例えばPTAとして制作した防犯グッズを配布した後、防犯グッズが原因で手を切った等の事故によって発生する賠償責任を指します。この事故に対応するためには、別途生産物賠償責任保険という保険を手配する必要があります。  
なお、飲食物に起因する損害賠償責任は2020年度から提供飲食物危険補償特約がセットされ、飲食物に起因する損害賠償責任はお支払いの対象となっております。